

「老人クラブ傷害保険」に関するよくある質問（Q&A）

作成：（公財）全国老人クラブ連合会 保険係

【加入に関して】

Q 1. 「老人クラブ傷害保険」とは、どのような保険ですか？

A 1. 「老人クラブ傷害保険」は、自分がケガをした時に補償を受けられる保険です（病気は対象にはなりません）。老人クラブ活動中（活動場所への往復途上を含む）のケガのみを補償する「活動型」と、活動中だけでなく日常生活全般のケガを補償する「24時間型」の2つのタイプがあります。

詳しい掛金や補償内容は、別添「老人クラブ傷害保険パンフレット」をご覧ください。

Q 2. 「老人クラブ傷害保険」には、どのようなメリットがありますか？

A 2. 「老人クラブ傷害保険」は、老人クラブ会員専用の保険で、会員を代表して全国老人クラブ連合会が一括で契約することにより大きな割引が適用されています。

Q 3. 保険に入るための条件はありますか？

A 3. 老人クラブ会員であれば、性別や年齢、正会員・準会員などを問わず、どなたでも加入することができます。

Q 4. 保険に入るにはどうしたらよいのですか？

A 4. まずは所属するクラブで「保険担当者」を1名決めてください。「保険担当者」は、保険に関する役割（次項参照）を担っていただける方であれば、会長等の役職者でなくてもかまいません。

「保険担当者」より、全国老人クラブ連合会保険係（連絡先：裏面）までご連絡いただければ、資料をお送りします。

Q 5. 「保険担当者」はどのようなことをするのですか？

A 5. 「保険担当者」には、次のような役割を担っていただきます。

① 申込書の作成および掛金の取りまとめと払込

② 申込書（控え）と払込受領証の保管

③ 加入者カードの配布

④ 事故届出書類の保管とケガをした加入者への提供

} 加入申込受付後にお送りします

Q 6. この保険にはいつでも入ることができますか？

A 6. この保険は年2回加入することができます。

4月1日または10月1日からの1年間です。

Q 7. クラブ内で加入希望者が1人でも入ることはできますか？

A 7. クラブごとの人数に制限はありませんので、1人でも入ることができます。ただし、加入手続きは必ず「保険担当者」を通じて行ってください。個人での加入手続きはできません。また、1回の申し込みにつき掛金総額3,000円以上が必要です。

Q 8. 同じクラブでは、全員が同じタイプでないと申し込みできませんか？

A 8. いいえ。同じクラブの皆さんでも、一人ひとりが自由に選んで加入することができます。ただし、複数口の加入はできません。

Q 9. 夫（妻）は老人クラブ会員ではないのですが、夫婦一緒に入ることができますか？

A 9. できません。この保険に加入できるのは老人クラブの会員本人のみです。クラブ会員でない配偶者や家族は加入することができません。

Q 10. 単位老人クラブではなく、連合会やサークル、女性部、若手部などの単位で申し込むことができますか？

A 10. できません。必ず単位老人クラブとして正しいクラブ名で申し込んでください。

Q 11. 加入後、領収書や保険証券は発行されますか？

A 11. 個々の加入者には発行されません。

領収書は、掛金を払い込みした「払込受領証」がそれとなります。

また、この保険は上記 A 2 で回答したとおり、全国老人クラブ連合会を契約者とする団体保険ですので、保険証券は全国老人クラブ連合会宛に発行されます。

個々の加入者の皆さんには、加入申込後約 3 週間以内に「加入者カード」を発行いたします。「保険担当者」に一括送付し、保険担当者より皆さんに配布していただきます。

Q 12. 自転車事故でケガをした場合も補償されますか？

A 12. 加入者本人のケガは補償されます（ただし、活動型は自宅とクラブ活動場所の往復途上に限ります）。

また、「個人賠償責任補償」が付いている 12,000 円と 8,000 円のタイプでは、相手に対する補償も対象となります。別添「老人クラブ傷害保険パンフレット」をご確認ください。

【ケガをしたとき】

Q 13. ケガをしたときはどのような手続きをするのですか？

A 13. まず、クラブの「保険担当者」に連絡し、次の手続きをしてください。

- ① 「保険担当者」から『事故報告書』と『送付用封筒』を受け取る
- ② 本人が事故状況を書いて保険会社に郵送する
- ③ 保険者より約 3 週間後に本人宛に保険金請求書類が送られてくる

※ クラブ活動中の事故の場合は、『活動中の事故証明』欄に「保険担当者」または会長もしくはその他の役員の方の署名捺印が必要となります。

Q 14. 『事故報告書』は治療が終わってから送るのですか？

A 14. ケガをして病院に行かれたらできるだけ早く（治療が終わる前に）送ってください。

Q 15. 『事故報告書』を送るときに病院の診断書は必要ですか？

A 15. 必要ありません。必要な場合は、保険金請求の際に保険会社から病院で書いてもらう診断書の用紙が送られてきますので、事前に診断書を取らないでください。

その他ご不明な点は、全国老人クラブ連合会保険係（03-3597-8770）までご連絡ください。